日本輸血・細胞治療学会東海支部規約

第１章　総　則

（名称）

第１条　本会は、日本輸血・細胞治療学会東海支部と称する。

（事務局）

第２条　本会の事務局は、愛知県瀬戸市南山口町539番地3、愛知県赤十字血液センター内に置く。

２．所在地、支部の名称を日本輸血・細胞治療学会に届ける。

３．本会の支部長が支部事務局長を兼任する。

（目的）

第３条　本会は、日本輸血・細胞治療学会のもとに、東海地域における輸血学の進歩向上並びに血液事業の健全なる発展に寄与する事を目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

（１）輸血に関する学術集会（例会）の開催

（２）東海地域における輸血、血液事業に関する事項の調査、研究、Ｉ＆Ａの活動支援

（３）その他前条の目的を達成するために必要な事業

第２章　会　員

（会員）

第５条　本会会員は、本会の主旨に賛同する者をもって構成し、会員の区分を次の通りとする。

（１）正会員‥‥‥日本輸血・細胞治療学会会員である者。
正会員は、本会総会及びその他の学術集会（例会）に出席して業績を発表又発言することができる。

（２）名誉会員‥‥特に本会に貢献のある者で、評議員により推挙され評議員会で承認された者、及び、定年※）を迎えた評議員で理事会において承認された者。
なお、会場整理費の徴収については免除する。
※）支部例会総会時に70歳を迎えた評議員は定年とする。

（入会等の手続き）

第６条　本会会員資格は、次に定める。

（１）入　　会‥‥当地区で日本輸血・細胞治療学会の会員になったものは自動的に入会したものとする。

（２）資格喪失‥‥本会の名誉を著しく毀損した者は、評議員会の議を経て除名する
日本輸血・細胞治療学会を退会した者は、本会も退会したものとみなす。

第３章　役　員

（役員）

第７条　本会に次の役員をおく。任期は２年とし、再選を妨げない。

（１）支部長　　１名

（２）副支部長　　１名

（３）評議員　　若干名

（４）理　事　　若干名

（５）監　事　　２名

（支部長）

第８条　支部長は、選挙おいて評議員の互選によって選出される。

（１）　定年を迎えた評議員は一般会員となり支部長選挙権は失効する。

（２）　任期中（２年間）に７０歳を迎える評議員の支部長被選挙権は持たない。

（３）　選挙により上位２名が同数の場合には、年少者をもって当選者とする 。

２．支部長は、本会を代表し、会務を総括する。

３．支部長は、日本輸血・細胞治療学会理事長に以下の書類を提出する。

（１）　会員名簿

（２）　役員および評議員名簿

（３）　事業計画書および収支予算書

（４）　事業報告書および収支決算書

（１）及び（２）の書類は毎年度当初に提出する。

（３）及び（４）の書類は決定後速やかに提出する。

（副支部長）
第９条　　副支部長は、理事の中から支部長が委嘱する。
２．副支部長は支部長の職務を補佐し、支部長に業務の支障がある場合には業務を代行する。
代行する場合、その任期は残任期間とする。

（評議員）
第１０条　評議員は、本会の関係領域において功績のあった正会員を理事会において推薦し、支部長が委嘱する。
２．評議員は、評議員会を組織して、本会の会務全般について審議する。
（理事）
第１１条　理事は、支部長が委嘱する。
２．理事は評議員を兼務する。
３．理事は、理事会を組織して、支部長の命により本会の会務を司る。
（監事）
第１２条　監事は、評議員会において決定し、支部長が委嘱する。
２．監事は、決算を監査し、会計帳簿、現金、物品等を検査する。

第４章　　会議及び学術集会（例会）

（会議）
第１３条　会議は、総会、評議員会及び理事会とする。
（総会）
第１４条　総会は、その年度の第１回学術集会（例会）の機会に開催する。
２．総会は、支部長が召集し、評議員会で審議決定された事項を総会にて報告する。
（評議員会）
第１５条　評議員会は、総会に先だち開催する。
２．評議員会は、支部長が召集し、本会の重要事項を審議決定するもので、評議員３分の２以上の出席（委任状を含む）により成立し、出席者の過半数をもって議決する。
可否同数のときは議長が決定する。
３．その他支部長が必要と認めたときは臨時評議員会を召集することができる。
４．評議員会の議長は、支部長をもってあてる。
（理事会）
第１６条　理事会は、支部長が召集し、支部長の命を受けて支部の実質的事務を司る。
（学術集会（例会））
第１７条　学術集会（例会）は、毎年１回開催する。
２．学術集会（例会）ごとに例会主宰者として例会長を定める。
３．例会長は、評議員会に諮って支部長がこれを委嘱する。
４．例会長は、例会を主宰し、支部長と連絡の上、例会の予算計上、準備、運営等一切の業務を司る。

第５章　　会　　計

（会計）
第１８条　本会の経費は次の収入をもってあてる。
（１）日本輸血・細胞治療学会から交付される支部運営資金
（２）例会参加者から徴収する参加費（１回あたり２，０００円）
（３）寄付金
（４）その他
２．本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

附　　則

１．本会規約は、昭和５６年２月２１日より実施する。
２．本会規約は、評議員会の承認を得て改正することができる。
３．この規則の一部を平成５年２月１３日付改正する。
４．日本輸血学会の名称変更に伴い、この規約の一部を平成１８年１０月１４日付改正する。
５．この規則の一部を平成２０年１０月２５日付改正する。
６．この規則の一部を平成２２年３月１３日付改正する。
７．この規則の一部を平成２３年１１月１２日付改正する。

８．この規則の一部を平成２９年１０月１４日付改正する。
９．この規則の一部を令和５年１１月１１日付改正する。
10．この規則の一部を令和７年１１月８日付改正する。
11．この規則の一部を令和８年１１月８日付改正する。